

平成 28 年 12 月 14 日

**平成 29 年度労働災害防止計画**  
**一般社団法人 東京都産業廃棄物協会**

1. はじめに

全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」という。）においては平成 29 年度からの 3 年間に期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「産廃労働災害防止計画」という。）」を策定し、平成 31 年に死傷災害 996 人、死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、東京都内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、平成 29 年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 平成 31 年度目標

(1) 死亡者数をゼロにする。

(2) 休業 4 日以上の死傷者数を平成 24～26 年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

（平成 24～26 年の平均 84 人→平成 31 年 67 人以下に）

労働災害統計（東京局内分）

業種		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
産業廃棄物	死亡	0	3	1	1
	休業 4 日以上	85	- (79)	- (83)	- (91)
	死亡・休業 4 日以上	-	82	84	92
	平成 24～26 年の平均 死傷者数	(85+82+84)/3=84			-

### 3. 平成 29 年度活動目標

2. の「平成 31 年度目標」を達成するために平成 29 年度における活動目標を次のとおり設定する。

- (1) 会員企業（平成 28 年 7 月現在 552 社）における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 76 社→平成 29 年度 114 社以上）
- (2) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 72 社→平成 29 年度 108 社以上に）
- (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 43 社→平成 29 年度 65 社以上に）
- (4) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 65 社→平成 29 年度 98 社以上に）
- (5) 協会が実施する安全衛生研修会の参加企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 42 社→平成 29 年度 63 社以上に）
- (6) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 55 社→平成 29 年度 83 社以上に）
- (7) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 57 社→平成 29 年度 86 社以上に）
- (8) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 35 社→平成 29 年度 53 社以上に）
- (9) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。  
（平成 28 年度 38 社→平成 29 年度 57 社以上に）

※平成 28 年度の数値は会員企業（552 社。ただし、都内に事業所を有さない会員企業も含む。）における安全衛生活動の現状把握調査の集計結果の数値

#### 4. 平成 29 年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

##### 3. (1)～(9) に示す「年度目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
  - ① 定期刊行している会報誌において会員企業へアピールし、回答数増加に努める。
  - ② 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。
  - ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
  - ④ 多摩支部、青年部及び女性部を通じて、会員企業に対して、調査の回答を呼びかける。
  - ⑤ 定期的に安全衛生推進委員会を開催し、本調査の推進を図る。
  
- (2) 安全衛生事業の認識を向上させる。
  - ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
  - ② 当協会の安全衛生活動を周知していくことを目的に安全衛生ポスターを作成する。
  - ③ 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
  - ④ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
  - ⑤ 中央労働災害防止協会が作成した年間標語ポスターに社団名を入れて会員企業に配布する。
  - ⑥ 定期的に安全衛生推進委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
  - ⑦ 支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
  - ⑧ 安全衛生に係る優良な事業所及び従事者を表彰する。
  
- (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
  - ① ホームページに連合会安全衛生サイト (<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>) へのリンクを張る。
  
- (4) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
  - ① 定期刊行している会報誌と F A X で会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて呼びかけを行う。
  - ② 会員企業あて文書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
  - ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
  - ④ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
  - ⑤ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

- (5) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (6) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
    - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
  - ③ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。
- (7) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
  - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
    - 連合会 安全衛生サイト  
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/O7/index.html>)
- (8) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」と安全衛生規程の必要性を周知する。
- (9) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

### 会員企業が実施する取り組み事例

- (1) 経営トップの安全衛生に関する所信表明  
経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全点検等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- (2) 労働災害の未然防止対策の実施
  - ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を活用する等、安全衛生パトロールの実施を図る。
  - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」を活用する等、ヒヤリ・ハット活動の導入と定着を図る。
  - ③ 「セーフティーミーティング」、「危険予知活動」、「ひと声かけあい運動」、「指差し呼称」、「メンタルヘルス」等、労働災害の未然防止に向けたさまざまな取り組みを実施する。
- (3) リスクアセスメントの実施
  - ① 連合会が示す「産業廃棄物処理業のリスクアセスメントマニュアル」等を参考に、リスクアセスメントの実施、定着を図る。
  - ② 協会等が実施する「リスクアセスメントの研修会」に参加し、理解を深める。
- (4) 安全衛生規程の整備
  - ① 安全配慮義務違反に問われないようにするため、連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」を活用する等、自社における労働災害防止のための安全衛生規程を作成する。
  - ② 協会が実施する研修会への参加や会報誌、ホームページ等を通じて、理解を深める。
- (5) 安全衛生管理体制の構築  
「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を参考に、事業場規模別に法令に基づく安全衛生管理体制を構築する。

#### 5. 目標達成状況の検証

平成 30 年 1 月～2 月に、平成 29 年度現状把握調査を実施し、目標達成状況を検証し、次期計画策定に反映していく。